1. 個人情報の本人収集の原則の例外に係る事務の例(第5条第2項第9号該当)

2	類 型	事務の名称	収集対象者の 範囲	収集する個人 情報の項目	収集先	本人以外から収集する必要性(理由)
_	臓器提供	臓器提供に係る児 童虐待情報等の収 集事務	児童、 児童の兄弟、 児童の保護者	 児童に対する虐待、ネグレクト等に関する情報 児童の兄弟に対する虐待、ネグレクト、不審死に関する情報 児童の保護者の違法薬物使用、配偶者暴力に関する情報 	児童相談所、 婦人相談所、 警察その他関 係団体	 ・ 18歳未満の脳死又は心停止した者が、虐待を受けていた可能性を完全には否定できない場合に、臓器提供を行う施設がこの者を臓器提供が可能か否かを判断する材料の一つとして対象となる児童やその家族の個人情報を収集する必要がある。 ・ 児童虐待の有無等を客観的に確認できる情報は、児童相談所等が保有するため、これらの機関に照会することが合理的である。

2. センシティブ情報の収集禁止の例外に係る事務の例(第5条第3項第3号該当)

	類型	事務の名称	収集対象者の 範囲	収集するセンシ ティブ情報の項目	収集先	当該情報が必要不可欠である理由
_	臓器提供	臓器提供に係る児 童虐待情報等の収 集事務	児童、 児童の兄弟、 児童の保護者	思想、信条等	児童相談所、 婦人相談所、 警察その他関 係団体	・18 歳未満の脳死又は心停止した者が、虐待を受けていた可能性を完全には否定できない場合に、臓器提供を行う施設がこの者を臓器提供が可能か否かを判断する材料の一つとして、対象となる児童やその家族の思想等の情報を収集する必要がある。

3. 個人情報の提供の制限の例外に係る事務の例(第6条第1項第8号該当)

	類 型	提供する目的	提供先	外部提供の対象とな る個人情報の項目	外部提供する必要性(理由)
_	臓器提供	臓器提供を行う施設における臓器提供の 是非の判断の ため	臓器提供を行う施設 ・ 県立病院 ・ 大学附属病院 ・ 民間の病院 ・ 民間の病院	住所、氏名、年齢、 学校または職業、児 童虐待に関する情報 及び配偶者暴力に関 する情報 等	 ・18歳未満の脳死又は心停止した者が、虐待を受けていた可能性を完全には否定できない場合に、臓器提供を行う施設がこの者を臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、対象となる者やその家族の個人情報が必要となる。 ・児童虐待情報等は、本人から収集できなかったり、本人からの情報では客観的な情報が得られない場合がある。 ・児童相談所が保有する児童虐待情報及び婦人相談所が保有する配偶者暴力に関する情報等を提供できない場合、本来行われるべきではない臓器移植が実施されてしまうおそれがある。 ・児童虐待及び配偶者暴力の有無を客観的に確認できる情報は、児童相談所及び婦人相談所が保有するため、これらの機関に照会することが合理的である。